

公立大学法人富山県立大学一般事業主行動計画

平成27年4月1日制定

教職員が仕事と子育て等を両立できる、働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 妊娠、出産、子育てに関する諸制度の周知を徹底する。

(対策)

- ・本学ホームページの教職員向けのページに、妊娠、出産、子育てに関する諸制度を掲載し、諸制度の周知の徹底を図る。

目標2 子どもの誕生にあたっての男性教職員の休暇の取得を促進する。

(対策)

- ・目標1で作成した本学教職員向けのホームページ等を活用し、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の制度を周知し、男性教職員の休暇取得の促進に努める。

目標3 男性教職員の育児休業の取得を促進する。

(対策)

- ・目標1で作成した本学教職員向けのホームページ等を活用し、男性教職員も育児休業を取得できることや、配偶者と交互の育児休業の取得が可能であることの制度を周知し、男性教職員の育児休業の取得に努める。

目標4 時間外労働削減のための施策を講じる。

(対策)

- ・業務執行の簡素化、効率化を進め、時間外労働の削減を図る。
- ・長時間労働による弊害を認識させる等、時間外労働に対する意識改革を進める。

目標5 年次有給休暇の取得を推進する。

(対策)

- ・休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- ・管理職が率先して年次休暇を取得し、積極的に他の職員にも休暇取得を促す。